

被災建築物応急危険度判定講習会

主催 高知県

「被災建築物応急危険度判定制度」は、地震等の災害により建築物が被災した場合、その後の余震等による倒壊や落下・転倒危険物等の危険度を判定して、その結果を表示する制度です。住民や歩行者等に危険情報を提供することで、人命に係る二次被害を防止し、住民の安全の確保を図ることを目的としています。

県では、こうした判定を行うことのできる技術者を養成し、登録する判定士制度を設けています。

しかしながら、本県で想定されている南海トラフ地震被害に対しては、まだまだ県内判定士が不足している状況です。今年度も判定士の登録をしていただける講習会を開催しますので、まだ登録をされていない建築士等の方は受講していただきますようお願いします。

また、既に登録されている方も、業務内容の再確認などにご受講ください。

なお、講習会につきましては、県からの委託により(公社)高知県建築士会が運営しています。

記

開催日・場所（定員：各回50名まで）

第1回	令和6年 8月21日(水)	高知県建設会館	高知市本町4-2-15	(088-822-0255)
第2回	令和6年10月22日(火)	同上		
第3回	令和6年12月17日(火)	同上		

講習内容等

13:00～13:05	講習会運営説明	高知県建築士会		
13:05～13:10	主催者あいさつ	高知県土木部建築指導課		
13:10～13:40	高知県の応急危険度判定制度について	同上	主幹	要 陽子
13:40～14:20	軟弱地盤と液状化			中村和弘
14:30～15:10	木造編	北添建築研究室	所長	北添幸誠
15:20～16:00	鉄骨造編	(有)熊澤構造設計事務所	所長	熊澤敬輔
16:10～16:50	鉄筋コンクリート造編	竜誠の設計工房	所長	前田竜誠

対象者 1級・2級・木造建築士、1級・2級建築施工管理技士(建築)または県内の地方公共団体に勤務する建築行政や営繕等の実務経験が3年以上の技術職員で、応急危険度判定士の登録をしようとする方、また、過去に登録をされている方。

受講料 無料

テキスト 「被災建築物応急危険度判定マニュアル」

((一財)日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会) (新規受講者には無料配布)

○新規登録をされる方の申込方法

高知県被災建築物応急危険度判定士認定申請書兼講習申込書に必要事項を記入のうえ、顔写真2枚(横 24mm 縦 30mm、カラー又はモノクロ、うち1枚は申請書に貼付)、**建築士の方は建築士免許の写し、建築施工管理技士の方は技術検定試験の合格証明書の写しを添え**、直接または郵送で申し込んでください。

○既に登録をされている方の申込方法

高知県被災建築物応急危険度判定士認定申請書兼講習申込書に必要事項を記入のうえ、直接または郵送で申し込んでください。

申込期限 各講習開催日の一週間前まで(新規者、既登録者とも)

申込先 (公社)高知県建築士会 〒780-0870 高知市本町4-2-15 建設会館3階
TEL 088-822-0255

受講申込者には受講票を交付します。

※更新切れの方は更新登録手続きをお願いします。

平成 23 年度以前に登録された方で更新登録をされていない方はこの機会に更新登録の申し込みをお願いします。(更新切れによる登録者の方の講習会受講は任意となっております。)